

菊陽町こども館運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、菊陽町こども館運営業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者（以下「受託候補者」という。）をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 本業務の概要

（1）業務名

菊陽町こども館運営業務委託

（2）本業務の内容

別に定める菊陽町こども館運営業務委託仕様書のとおり。

（3）委託予定期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 提案上限額

（1）地域子育て支援拠点事業 10,669,000円

（2）小学生向け活動プログラム 1,781,000円

合 計 12,450,000円

※契約については、上記2事業からなる併合契約とする。なお、各項目の上限額を超えた提案は認められないものとする。

※（1）の地域子育て支援拠点事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であるため、消費税は非課税となる。

※（2）の小学生向け活動プログラムは、消費税及び地方消費税課税事業となる。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、菊陽町内に事業所を置く社会福祉法人、学校法人又は特定非営利活動法人とし、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

（1）子どもを主体とする事業を既に実施していること。

（2）次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
- ③ 菊陽町の競争入札における指名停止措置を受けている者
- ④ 国税又は地方税その他の歳入金等を滞納している者
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

5 本プロポーザルのスケジュール

公募開始	令和7年12月24日（水）
質問書の提出期限	令和8年1月8日（木）
質問書への回答	令和8年1月13日（火）予定
参加手続きの期限	令和8年1月15日（木）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和8年1月20日（火）予定
事業提案書等の提出期限	令和8年1月28日（水）午後5時まで
審査日	令和8年2月4日（水）予定
審査結果通知	令和8年2月中旬頃

6 参加手続等

（1）実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月15日（木）まで

② 配布方法

菊陽町ホームページに掲載する。

（2）参加手続の方法

次の書類を、持参又は郵送により提出すること。

① 提出書類（各1部を提出）

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 登記事項証明書又は登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）

ウ 法人の定款、寄附行為及び法人役員名簿

エ 決算書（直近3年分）

オ 誓約書（様式第2号）

② 提出期限

令和8年1月15日（木）午後5時（郵送の場合は、提出期限までに必着）

※持参による受付時間は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

③ 提出先

「11 事務局」記載のとおり。

④ 参加資格審査方式

町職員で構成する菊陽町こども館運営業務委託プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、参加表明書を提出した法人の参加資格を審査する。

⑤ 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果は、担当者連絡先に電子メールにて通知する。

⑥ 実施要領等に関する質疑回答

実施要領等に関する質問は、質問書（様式第6号）によるものとし、電子メールにて令和8年1月8日（木）までに担当課へ提出すること。

※メールの件名は「菊陽町こども館運営業務委託に関する質問」とすること。

回答は、令和8年1月13日（火）午後5時までに菊陽町ホームページに掲載する。（質問がない場合は、掲載しない。）

【送信先】菊陽町健康福祉部子育て支援課 kosodateshien@town.kikuyo.lg.jp

(3) 事業提案書等の提出

参加資格を持つ事業提案者（以下「事業提案者」という。）は、次の書類を、持参又は郵送により提出すること。

① 提出書類（正本1部、副本5部 ※副本は写しで可）

ア 法人概要書（様式第3号）

イ 事業提案書（任意様式）

事業提案書の内容は、プロポーザル評価基準の評価内容に沿って作成すること。

ウ 業務実施体制調書（様式第4号）

エ 見積書（様式第5号）

オ 項目別見積内訳書（様式第5-1号から様式第5-4号）

② 提出期限

令和8年1月28日（水）午後5時（郵送の場合は、提出期限までに必着）

※持参による受付時間は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

③ 提出先

「11 事務局」記載のとおり。

④ 提出書類の取扱い

ア 提出期限を過ぎての提出書類の差替え、追加などは認めない。ただし、町長の指示による場合は、この限りでない。

イ 提出書類の著作権は、事業提案者に帰属する。ただし、町は、受託候補者の選考に関する資料として公表する場合は、当該書類を無償で使用することができるものとする。

ウ 提出書類は、返却しない。

7 受託候補者の審査・選考方法等

(1) 受託候補者の審査・選考方法

受託候補者の審査・選考は、「菊陽町こども館運営業務委託プロポーザル評価基準」に基づき、選考委員会が、書面審査及びプレゼンテーション審査の方法により行う。なお、受託候補者以外の事業提案者についても、得点の高い者から順位を付すものとする。

(2) 審査日等

① 審査日 令和8年2月4日（水）予定

② 会場・審査開始時間 事業提案者に別途通知する

③ プrezentation時間 40分（提案説明30分以内、質疑応答10分）

(3) 審査結果の通知

審査結果は、担当者連絡先に、文書又は電子メールにて通知する。

(4) 注意事項

① プrezentationは、事業提案書等を受け付けた順に、個別に実施する。

② 事業提案者は、提案説明の際、プロジェクターを使用する場合は、あらかじめ、担当課に連絡すること。

③ プrezentationに参加しない場合は、失格とする。

8 事業提案の無効

事業提案者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 提出書類について、本要領に定められた提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 4に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (4) 実施要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他町関係者に対し、直接的又は間接的に本プロポーザルに対する援助を求めたとき。

9 契約の締結

- (1) 町と受託候補者は、本業務に係る委託契約の締結のための優先交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、7（1）による順位が高い者から順に、当該委託契約の締結のための交渉を行う。
- (2) 本業務に係る委託契約の締結のための交渉に当たっては、事業提案書どおりに必ずしも実施するものではなく、詳細な事項について、改めて提示するものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、提案事業者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的のために使用しない。
- (3) 提出書類は、菊陽町情報公開条例（平成13年菊陽町条例第7号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (4) 事業提案者は、参加表明書の提出をもって、実施要領及び仕様書に記載された内容を承諾したものとみなす。

11 事務局

菊陽町健康福祉部子育て支援課子育て支援係
〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地
電話：096-232-2202
メールアドレス：kosodateshien@town.kikuyo.lg.jp

菊陽町こども館運営業務委託プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

次の評価項目及び評価内容に基づき評価する。

評価項目	評価内容		配点
事業提案	1	「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」を行うための具体的な提案があるか。	10
	2	「子育て等に関する相談、援助の実施」を行うための具体的な提案があるか。	10
	3	「地域の子育て関連情報の提供」を行うための具体的な提案があるか。	10
	4	「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」を行うための具体的な提案があるか。	10
	5	「子育てサークル・子育て支援ボランティアとの協力・連携」を行うための具体的な提案があるか。	10
	6	「小学生向け活動プログラム」を行うための具体的な提案があるか。	15
運営体制	本業務と同種・類似業務の受注実績はあるか。		5
	職員配置は、仕様書に示す条件を満たしているか。		5
	職員研修を行うための具体的な提案があるか。		5
	個人情報の保護や個人情報の管理体制が確立されているか。		5
	緊急時の体制（指示系統・連絡体制・通報体制）が明確であり、避難訓練等が計画されているか。		5
見積価格	10点×（事業提案者のうち最も低い見積価格）／事業提案者の見積価格＝得点 ※小数点切り捨て		10 10
合計			100

2 評価の方法

- (1) 選考委員会の各委員が、評価項目及び評価内容に基づき、事業提案者ごとに評価点を付ける。
- (2) 満点（100点）×委員の人数×60%を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない事業提案者は選外とする。
- (3) 各委員の評価点を合算した値が最も高い事業提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。
- (4) 事業提案者が1者のみ場合で、各委員の評価点を合算した値が最低基準点以上の場合は、当該事業提案者を受託候補者とする。